

- 2 75歳以上の方へ 後期高齢者医療制度
- 3 住民税(市・県民税)が大きく変わります
- 6 情報ひろば
- 11 国民年金の独自給付について
- 12 子育て支援情報
- 14 市民活動サロン
- 15 MORIYA滞在記
- 16 生涯学習コーナー
- 21 みんなのひろば
- 22 MORIYAフォトニュース
- 24 食育だよりvol.10



新しいお友達が仲間入り！ 保育所入所式

4月5日、土塔中央保育所と北園保育所の入所式がそれぞれ行われました(写真は土塔中央保育所)。先生に名前を呼ばれると、元気良く「はーい！」とお返事。お友達たくさん作ってね！

75歳以上の方
医療保険制度が
変わります！

後期高齢者医療制度

● 問合先 市役所国保年金課医療福祉 G 内線 105・106

平成20年4月から後期高齢者の医療保険制度が変わります！

平成18年6月の健康保険法等の改正に伴い、平成20年4月1日から新たな「後期高齢者医療制度」が始まります。これにより、後期高齢者は、現在加入している国民健康保険や社会保険（被扶養者を含む）を脱退し、後期高齢者医療制度に加入することになります。対象となる方は次の方です。

平成20年4月1日現在

- ① 75歳以上の方
- ② 65歳以上75歳未満の者で、一定の障害を持ち、広域連合長が認めた方

茨城県後期高齢者医療広域連合の設立

後期高齢者医療制度に関する事務を広域にわたり処理するため、県内すべての市町村で組織する「茨城県後期高齢者医療広域連合」が設立されました。現在、後期高齢者医療制度施行に向けた準備に取り組んでおり、平成19年度中に必要な事項を決定していきます。

今後、後期高齢者医療制度の内容について随時紹介していきます。

茨城県後期高齢者医療広域連合の組織と市町村との連携

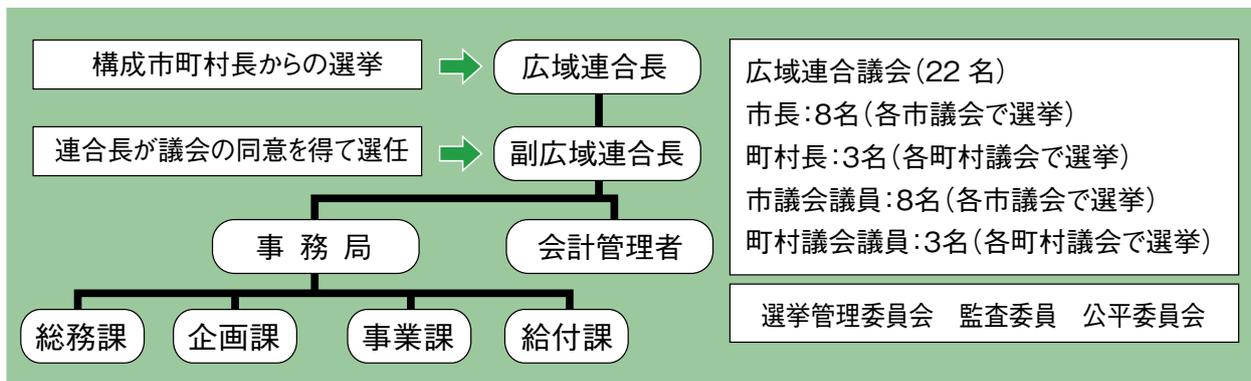
茨城県後期高齢者医療広域連合は、県内すべての市町村が加入し、後期高齢者医療に関する事務を広域にわたり処理するための「特別地方公共団体」です。

茨城県後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度全体の財政を運営していく組織です。後期高齢者の方の各種申請等の窓口取扱いは、現在と同様に市町村が行います。

各種申請等の窓口



(広域連合の組織)



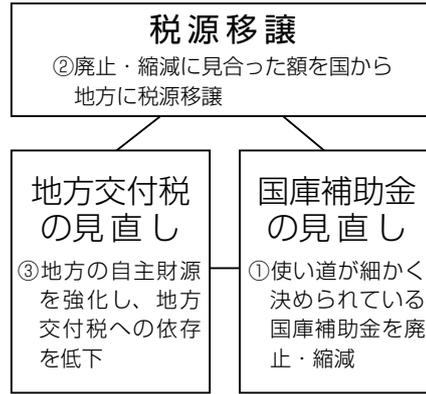
● 茨城県後期高齢者医療広域連合の連絡先 水戸市赤塚1-1ミオスビル1階 ☎029-309-1211

住民税(市・県民税)が大きく変わります

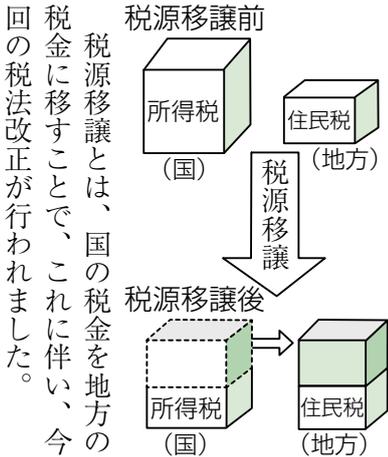
大きく変わります

国が行う三位一体改革による税源移譲においては、所得税と個人住民税の役割分担を明確化し、住民税と所得税を合わせて、納税者の税負担が極力変動しないよう税法改正が行われています。
ここでは、税源移譲とは何か、実際の税額はどのようになるのかなど、皆さんの疑問に対して具体的に説明します。

Q 三位一体改革とは？

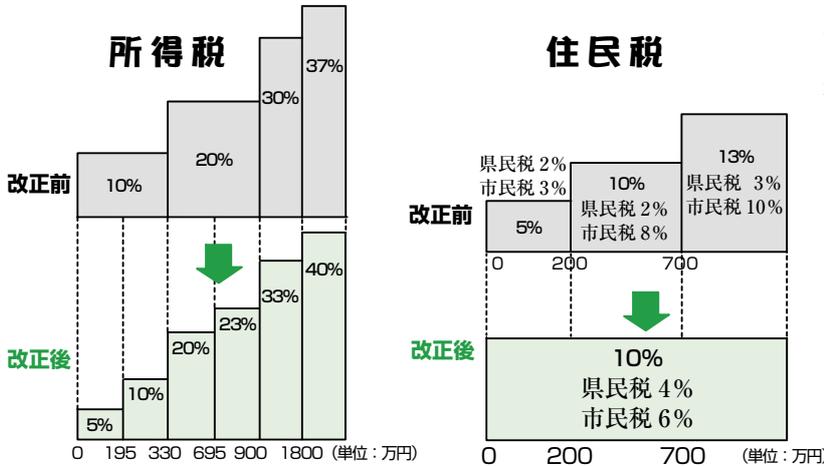


この3つの改革を一体的に行うことが、三位一体改革です。
実際どのように変わるの？

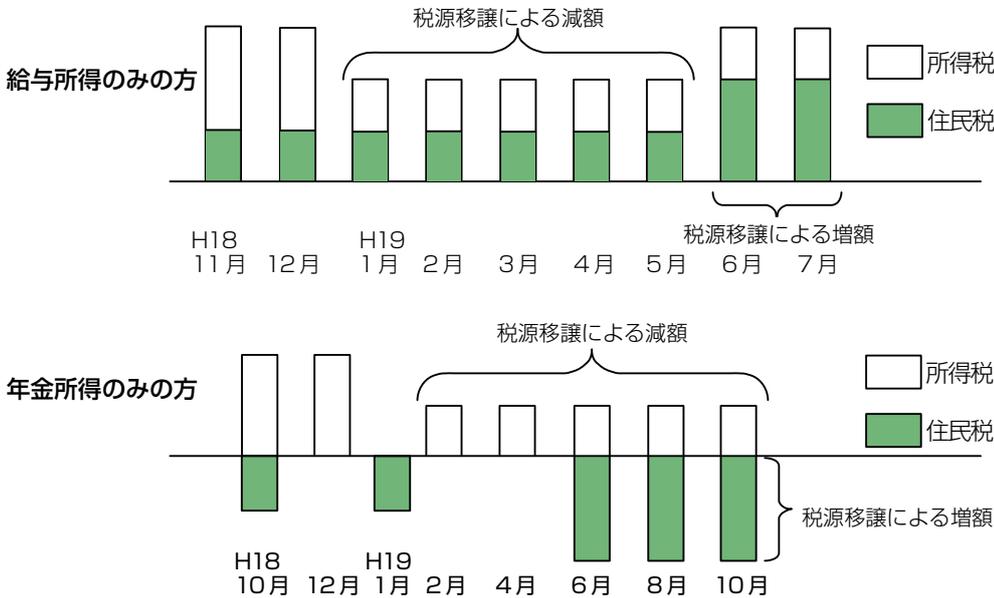


Q 税率はどう変わるの？

住民税は一律10%に、所得税は税率を4段階から6段階に変更し、税源移譲による納税者負担(住民税+所得税)を変わらないようにします。



Q いつから負担は変わるの？



給与所得者の方は、平成19年1月から源泉徴収される所得税が安くなり、**平成19年6月から徴収される住民税が高くなります。**
年金受給者の方は、平成19年2月から源泉徴収される所得税が安くなり、**平成19年6月から納付する住民税が高くなります。**

※税源移譲により給与所得者・年金所得者ともに所得税が減り、住民税が増える方を想定しています
※定率減税の廃止により税額が増額となりますが、この図では定率減税分は含まれていません
※源泉徴収されていない場合や、給与及び年金を2か所以上からもらっている場合は、確定申告により所得税を納付する場合があります

Q 税金は増えるの？

税源移譲では、国の税金である所得税を減らす代わりに、地方の税金である住民税を増やすことによつて、税源を国から地方へ移します。そのため、納税者の負担は変わりませんが、税金の納める先の配分が変わります。

住民税と所得税の税率を変えることで調整するため、納税者の負担が極力変わらないようにしていますが、国の方針による定率減税の廃止に伴い、税額は増額となります。

Q 所得税の方が住民税より基礎控除や扶養控除等の控除額が大きいので、同じ所得（※1）でも全体の課税所得（※2）は増えるのでは？

納税者の負担が増えてしまう分は、住民税を下げることで調整されます。これを調整控除と言います。

※1 所得＝収入金額から必要経費（給与及び年金所得者は、国で定めた計算表に基づき算出）を差し引いたもの

※2 課税所得＝所得額から基礎控除や扶養控除等の所得控除を差し引いたもの

◎調整控除とは：

平成19年度から住民税に新設された制度です。例えば、税率が住民税で5%から10%に引き上げられた場合、単純に所得税が10%から5%に引き下げられても、人的控除の差（下

表参照）の合計額に5%を乗じた分だけ税負担が増えてしまいます。このような負担増を調整するため、住民税から一定の額を控除する調整控除が設けられました。

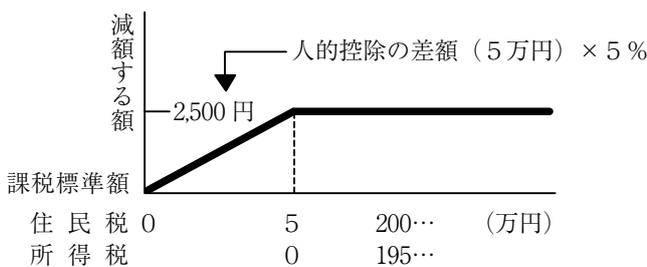
住民税と所得税の人的控除の差（一例）

所得控除	所得税	住民税	差額	
配偶者控除	一般配偶者	38万円	33万円	5万円
	老人配偶者	48万円	38万円	10万円
扶養控除	一般扶養	38万円	33万円	5万円
	特定扶養	63万円	45万円	18万円
	老人扶養	48万円	38万円	10万円
	同居老親等	58万円	45万円	13万円
基礎控除	38万円	33万円	5万円	

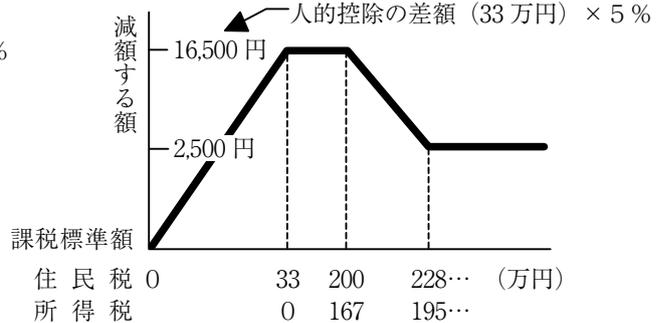
- 合計課税所得額が200万円以下の場合
次の①②のいずれか少ない金額の5%（市民税3%・県民税2%）を控除
①人的控除額の差の合計額
②合計課税所得金額
- 合計課税所得金額が200万円超の場合
{人的控除額の差の合計額－（合計課税所得金額－200万円）}の5%を控除
※この金額が2500円未満の場合は、2500円とする

人的控除の差による負担額の調整

単身世帯



夫婦と子2人（うち1人特定扶養）世帯



平成17年1月1日現在、65歳に達していた方で、合計所得125万円以下の方に對する非課税措置の廃止に伴い、2年間経過措置がとられました。平成18年度は住民税額の3分の1を、平成19年度は3分の2を課税します。

65歳以上の合計所得125万円以下の非課税措置廃止に伴う経過措置

定率減税	H17年度 (H17年分) 以	H18年度 (H18年分)	H19年度 (H19年分) 以降
住民税	控除率	15%	7.5%
	上限額	40,000円	20,000円
所得税	控除率	20%	10%
	上限額	250,000円	125,000円

景気対策のために、暫定的な措置として導入していましたが、近年の経済状況の改善などを踏まえ、平成18年度住民税（平成18年分所得税）では半減され、平成19年度住民税（平成19年分所得税）からは、定率減税が廃止されます。

定率減税の見直し

税源移譲後の住民税の計算例

【例】給与所得者 夫婦+子2人（うち1人は特定扶養）の4人世帯

	税源移譲前				税源移譲後		
	定率減税あり		定率減税がなかった場合		住民税 (平成19年度)	所得税 (平成19年分)	
	住民税 (平成18年度)	所得税 (平成18年分)	住民税 (平成18年度)	所得税 (平成18年分)			
給与収入	5,000,000						
所得①	3,460,000						
所得控除	社会保険料控除	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
	配偶者控除	330,000	380,000	330,000	380,000	330,000	380,000
	特定扶養控除	450,000	630,000	450,000	630,000	450,000	630,000
	一般扶養控除	330,000	380,000	330,000	380,000	330,000	380,000
	基礎控除	330,000	380,000	330,000	380,000	330,000	380,000
	所得控除の計②	1,940,000	2,270,000	1,940,000	2,270,000	1,940,000	2,270,000
課税所得 (① - ②) = ③	1,520,000	1,190,000	1,520,000	1,190,000	1,520,000	1,190,000	
税率④	5%	10%	5%	10%	10%	5%	
税額 (③×④) = ⑤	76,000	119,000	76,000	119,000	152,000	59,500	
調整控除⑥	—	—	—	—	16,500	—	
定率減税⑦	5,700	11,900	—	—	廃止	廃止	
税額 (⑤ - ⑥ - ⑦) = ⑧	70,300	107,100	76,000	119,000	135,500	59,500	
均等割額⑨	4,000	—	4,000	—	4,000	—	
税額小計⑧+⑨	74,300	107,100	80,000	119,000	139,500	59,500	
税額合計 (住民税+所得税)	181,400		199,000		199,000		

※調整控除⑥の算出方法：合計課税総所得金額が200万円以下の場合

①人的控除額の差の合計額(330,000円)と②合計課税所得金額(1,520,000円)の小さい金額の5%となるので、330,000円×5% = 16,500円が調整控除となります

※平成18年分と平成19年分の収入が同じ場合を想定して計算しています

平成19年度の住民税の額を計算したい方は、お手元に平成18年中の確定申告書又は源泉徴収票を用意し、全国地方税務協会ホームページ (<http://www.zeikyo-soft.jp>) で自動計算ができます(7月末で閉鎖)。なお、税法改正の詳細内容については、市ホームページ (<http://www.city.moriya.ibaraki.jp/section/0150/shiminzei/h19kaisei.html>) をご覧ください。また、市役所や各公民館等にも案内が置いてありますのでご利用ください。

お問い合わせの多い質問についてお答えします

Q1 守谷市に住んでいます。前に住んでいた市から住民税の納付書が届いたのはどうしてですか？
A1 住民税は、平成19年1月1日現在に居住していた市町村で課税されるためです。

Q2 現在収入がないのに、住民税の納付書が届いたのはどうしてですか？
A2 平成19年度の住民税は、平成18年1月1日～12月31日の収入に基づき、税金を計算しているからです。

Q3 いくら以上になると、住民税を納めなくてはならないのですか？
A3 所得が28万円(給与収入で93万円)を超えると、均等割(4000円)が課税されます。

Q4 扶養の範囲は、いくらまでですか？
A4 税法上の扶養は、所得で38万円(給与収入で103万円)以下です。

●問合先
【所得税】 竜ヶ崎税務署
 ☎0297-66-1303

【住民税】
 ●総務省自治税務局市町村税課
 住民税係
 ☎03-5253-1511

●市町村課税政担当又は税務課
 ☎029-301-1111

●市役所税務課市民税G
 内線205-207

情報ひろば

お知らせ

子宮がん集団検診 (子宮頸部細胞診)

子宮頸部がんは、検診の普及で早期発見が多くなり、死亡率が低下しています。年に一度は検診を受けましょう。なお、個人通知でのお知らせはしません。また、検診時期が早まり、秋には実施しないためご注意ください。

上(昭和63年3月31日以前生まれ)の女性 先着1200名※次の方は除く 勤務先で検診を受ける方/妊娠中又は可能性のある方/子宮がん医療機関検診を受診予定の方▼**料金** 800円※検診日当日に徴収。75歳以上(昭和8年3月31日以前生まれ)の方は無料▼**申込方法** 5月21日(月)～6月15日(金)に電話又は窓口で申し込む

▼**申込・問合せ先** 保健センター
〒48-6000

日程

期日	会場
7/2(月)	保健センター
7/3(火)	東板戸井集会所
7/4(水)	郷州公民館
7/5(木)	高野公民館
7/6(金)	文化会館
7/9(月)	保健センター
7/10(火)	中央公民館
7/11(水)	郷州公民館
7/12(木)	文化会館
7/13(金)	保健センター
7/17(火)	保健センター

検診受付時間
13:30～14:30

暮らし・環境・交通

届出・証明・税・年金

子ども

高齢者

教室・講座・イベント

情報・参加・交流

仕事

所得制限限度額

扶養親族等の数	自営業者	サラリーマン
	国民年金加入者	厚生年金加入者
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円

※所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある方についての限度額は、上記の額に1人につき6万円を加算した額

※扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額は、1人につき38万円(老人控除対象配偶者又は老人扶養親族の場合は44万円)を加算した額

※所得が上記以上の場合、児童手当は支給されません

児童手当

所得制限により
平成18年度受給していない方へ

左表のとおり、限度額未満の場合は、児童手当を受給できます。該当する方は、児童福祉課で認定請求の手続を行ってください。

▼認定請求に必要なもの

- ・印鑑
- ・請求者の口座番号が分かるもの(郵便局不可)
- ・保険証の写し(厚生年金加入者のみ)

▼申請方法

必要なものを持参の上、5月31日(木)までに窓口で申請する

▼**申請・問合せ先**
市役所児童福祉課児童健全育成G 内線153

プランの見直し・故障診断は是非
ドコモショップ 守谷店へ!
新機種発売中

お客様のご来店お待ちしております

ドコモショップ 守谷店 営業時間
10:00～20:00

URL: <http://www.nichi-com.co.jp/docomo/>

車の钣金 塗装

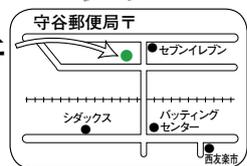
創業45年

ソメヤバンキン

(有)染谷钣金工業所

守谷市本町 716

TEL:48-0274 FAX:48-0825



 **商業統計調査にご協力ください**

6月1日、商業統計調査が全国一斉に行われます。全国の卸売業・小売業を営むすべての事業所が調査対象となります。

この調査は、商業の実態を明らかにし、国や都道府県・市区町村における流通産業施策の基礎資料となるものです。

調査項目は、事業所の名称、所在地、経営組織、年間商品販売額等です。お答えいただいた内容を統計以

**お気軽にご相談ください
あなたの声をお届けします…行政に**

●問合先 市役所くらしの支援課人権・同和对策室
内線 137・138

5月21(月)～27(日)は、春の行政相談週間です。

毎日の暮らしの中で、例えば「わかりづらい道路案内標識を改善してほしい」、「郵便ポストを設置してほしい」、「施設をバリアフリー化してほしい」など、困っていることや望んでいることはありませんか？

こんなとき、行政相談委員にご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守されます。

●行政相談委員

4月1日、次の方が総務大臣から行政相談委員として委嘱されました。



しもむら よしのり
下村 敬典氏
☎ 48-0565



よしおか きょうこ
吉岡 京子氏
☎ 48-1130

<行政相談日>

- ・日時 5月25日(金) 午後1時～4時
- ・会場 市役所相談室

<行政相談委員及び行政相談に関する問合先>

- ・総務省茨城行政評価事務所行政相談課
☎ 029-221-3347(代)
- ・行政苦情110番 ☎ 0570-090110(相談専用)

 **6月3日(日)
環境美化の日**

地域の皆さんで、道路や公園等のごみ収集を行います。雨天の場合は中止です(はつきりしない場合、各地区・町内会で判断)。回

外の目的に使うことは法律で禁止されていますので、安心してご記入ください。5月下旬から調査員が各事業所に伺いますので、ご協力をお願いします。
経済産業省/茨城県/守谷市
▼問合先 市役所企画課統計G 内線333・334

 **もりやアヤマ祭り
フリーマーケット出店者**

募 集

▼問合先 市役所生活環境課生活環境G 内線144

収は行います。
▼収集方法 可燃・不燃ごみ、空き缶は指定ごみ袋に、使用済み乾電池は適宜袋に入れて収集※環境美化の日以外に自治会等で清掃活動を実施する場合、指定袋配付及びごみ回収を行います(事前に連絡)

第15回もりやアヤマ祭りを開催します。アヤマや花ショウブが咲きほころぶ中、あなたもイベントに参加してみませんか？
▼日時 6月10日(日) 午前10時～午後3時※雨天中止
▼会場 四季の里公園
▼応募資格 市内在住の方
▼出店数 10店※多数の場合抽選。出店場所は事務局で決定
▼出店料 無料
▼申込方法 5月24日(木)までに電話で申し込む
▼申込・問合先 市役所経済課商工・観光G 内線263

守谷のパソコン屋さんにお任せ ^^)

修理
トラブル解決

セットアップ
メンテナンス

個別指導
出張・遠隔地

フリーダイヤル ヨイサンキュ ミーク
0120-439-319

http://fureaipc.com/



親切なアドバイスで～

インターネット
パソコン
電子メール



ふれあいINTERNET
0120-19-2081 www.fureai.or.jp

パブリックコメント
条例(案)に対する意見

▼公表案 都市計画法第33条第4項の規定による最低敷地面積に関する条例(案)
※市街化調整区域における自己用住宅の最低敷地面積を200㎡から300㎡に変更する条例について、適用除外する範囲を決定したため、再度意見を求めるもの
▼閲覧・配布窓口 市役所総務課・くらしの支援課・都市計画課、中央・郷州・高野・北守谷の各公民館、文化会館、仲町行政サービスセンター※市ホームページでも閲覧可▼案の公表及び意見提出期限 5月11日(金)～6月10日(日)▼意見提出できる方 市内在住・在勤・在学の方/市内に事務所・事業所がある方及び法人・団体/市に納税義務がある方及び法人・団体▼意見の提出方法 住所・氏名・電話番号を記入した意見書(様式なし)を持参、又は郵送・FAX・メールで提出
▼提出・問合せ先 市役所都市計画課 内線243・245

開催

「守谷の地域防災を考える会」総会

「守谷の地域防災を考える会」は、地域防災への心構えを育て、個別に行われている地域防災活動について情報交換し、市全体の防災活動として連携(「ネットワーク」)することを目標としています。

第1回総会を、次のとおり開催しますので、皆さんの参加をお待ちしています。
▼期日 5月19日(土)▼会場 中央公民館2階講座室▼内容 講演「防災まちづくり」午前9時30分～10時30分 講師・佐藤隆雄氏(日本システム開発研究所理事・主席研究員)／総会午前10時30分～正午
▼問合せ先 市役所総務課防災G 内線224

ミニ歩く会に
参加しませんか

いきいきと暮らすためには、まず自分の健康管理が大切です。ミニ歩く会では、

健康づくりと仲間づくりを目的に、市内を守谷・北守谷・南守谷・郷州の4地区に分けて、毎月1回活動しています。

なお、郷州地区では6月12日(火)～13日(水)に、一泊でバスハイクを企画しています。皆さん、ぜひご参加ください。

▼問合せ先 保健センター保健・管理G ☎48-6000

傾聴ボランティア養成講座

傾聴とは、耳を傾けて熱心に話を「聴く」ことです。日常生活上で相手の話を「聴く」機会はたくさんあります。傾聴の心構えを学んで、活動に生かしてみませんか?

▼日時 6月7日～28日の木曜日(計4回)午後1時30分～4時※初回のみ午前9時30分～正午▼会場 国際交流研修センター▼対象 市内在住・在勤の方で、受講後、傾聴ボランティア活動を希望する方30名▼費用 無料▼申込方法 5月25日(金)までに電話で申し込む

▼申込・問合せ先 社会福祉協議会 ☎45-0088

文化会館
初心者仮名講座

▼日時 6～11月の原則第1・3金曜日 午前9時30分～正午※開校式は6月15日(金)▼対象 市内在住・在勤の方16名※超過の場合抽選▼講師 貝塚玉桂氏▼受講料 無料※道具は自己負担▼申込方法 往復はがきに講座名・住所・氏名・年齢・電話番号を記入し、5月25日(金)必着で郵送、又は窓口へ提出する
▼申込・問合せ先 文化会館 ☎302-0104 守谷市久保ヶ丘1-19-2 ☎48-7911

環境パネル展

郷州公民館まつりの中で、市内在住の方で構成する地球温暖化防止活動推進グループによる環境(地球温暖化防止・ゴミ問題・食の安全)関連のパネル展示を行います。

▶日時 5月20日(日) 午前10時～午後3時
▶会場 郷州公民館
▶問合せ先

市役所生活環境課生活環境G 内線144

J:COM茨城 守谷市内サービス提供エリア拡大!

地上デジタル放送はもちろん、BS・CSデジタル多チャンネル放送、高速インターネット、固定電話、ケータイ電話のサービス提供が始まります。

J:COM TV デジタル

多彩なジャンルのチャンネルが楽しめます。

J:COM NET

料金定額・常時接続の高速インターネット。セキュリティ対策も万全。

J:COM PHONE

基本料金がだんぜんおトク。加入料も0円。

J:COM MOBILE

powered by WILLCOM 基本料金・通話料金が安いケータイ登場。



J:COM茨城 土浦ケーブルテレビ株式会社 土浦市真鍋1丁目11-12 延増第一ビル

■お申込み・お問合せは、フリーコールがインターネットから



0120-999-000 www.jcom.co.jp

高齢者権利擁護に関する講座
～認知症になっても
安心して生活するために～

現在は高齢化社会となり、皆さんの身近でも認知症の方がトラブルに巻き込まれるようなことがあります。これらのトラブルを解消するため、いろいろな制度が整備されていますが、手続方法等が複雑と思われているせいか、制度が有効に活用されていません。

今後、身近なところでも広がりつつある認知症の対応等について学習することによって、これからの生活の知恵となるよう次の講座を開催します。

- ▶対象
 - ・市内在住の50歳以上の健康な方
 - ・市内在住の認知症の方を介護している方
- ▶定員 25名程度
- ▶受講料 無料
- ▶申込方法 電話で申し込む
- ▶申込・問合せ先 市役所介護福祉課 内線174・175

講座日程

期 日	内 容
5月19日 (土)	開校式：オリエンテーション 権利擁護担当者による講義 地域福祉権利擁護事業について
6月2日 (土)	社会福祉士による講義 成年後見制度の利用方法について
6月9日 (土)	司法書士による講義 成年後見制度の活用方法について
6月16日 (土)	弁護士による講義 成年後見制度に関する法律等について 閉校式

- ▶時 間 10：00～12：00
- ▶会 場 いきいきプラザ・げんき館
- ※日程は講師都合により変更することがあります
- ※下半期に再度開催予定

 救命講習会(AED含む)

救急車が到着するまでの間に、適切な救命手当を施すことで、救命率が向上します。

また、今年度から心肺蘇生法及びAED(自動体外式除細動器)の救命手当の内容が一部改正されました。以前受講された方も、ぜひご参加ください。

▼日時 6月10日(日) 午前9時～正午 ▼対象 中学生以上 先着25名 ▼内容 心肺蘇生法、AED等※軽

 ふれあい
ボランティアスクール

障害のある子どもたちの生活を支援するサポーターズスタッフを養成するスクールです。校外活動・夏祭りなどの実習や、ボランティアとしての心構えなどのレク

い運動ができる服装 ▼受講料 無料 ▼申込方法 5月25日(金)から電話又は窓口で申し込む

▼会場・申込・問合せ先 守谷消防署 守谷市御所ヶ丘4-1-2 ☎46-0119

チャーターを実施します。

▼日時 ①6月23日(土) ②7月22日(日) ③9月22日(土) ④10月27日(土)

①②午前10時～午後0時30分 ③午前10時～午後2時30分 ④午前10時～午後3時 ▼申込方法 申込書 (http://www.iinashu.edu.jp からダウンロード) に必要事項を記入し、6月8日(金)までにFAX又は郵送する

▼申込・問合せ先 県立伊奈養護学校ふれあいボランティアスクール事務局 〒300-2348 つくばみ

 消費生活講座(通信)

クーリングオフや契約、年金・税制など、消費生活に関する知識を身に付け、自立した消費者を目指しましょう。ぜひ、ご参加ください。

▼期間 7～10月 ▼課題 契約、金融商品、くらし等について※テキストは「くらしの豆知識2007」。

らい市青古新田300 ☎58-8727 FAX 58-9249

 在職者訓練講座

▼期日・内容 5月23日(水)～25日(金) Word 2000

2基礎/6月18日(月) 20日(水) Word 2000 応用/6月6日(水) 8日(金) Excel 2000 基礎/7月4日(水) 6日(金) Excel 2000 応用 (金) Excel 2000 2 応用

▼時間 午前9時～午後4時 ▼定員 各20名※申込先着順 ▼受講料 各2900円 ▼申込方法 受講願書に必要事項を記入し、受講料を添えて申し込む

▼会場・申込・問合せ先 県立古河産業技術専門学院 古河市諸川1844 ☎280-0049

メタボリックシンドローム (その2)

あなたの体は大丈夫？

●問合せ 保健センター ☎48-6000

前は、「こんな人がメタボリックシンドロームに該当します」というお話をしました。今回のテーマは「なぜ肥満（内臓脂肪）が悪い？」です。

■肥満のタイプ

内臓の周りに脂肪が多くたまる内臓脂肪型（りんご型肥満）と、下腹部・腰まわり・太もも・お尻の皮下に脂肪が多くたまる皮下脂肪型（洋なし型肥満）があります。

メタボリックで問題となるのは、「内臓脂肪」です。内臓脂肪は、特に中年の男性にたまりやすい傾向があります。女性には、皮下脂肪タイプが多いのですが、閉経後は内臓に脂肪がたまりやすくなるため注意が必要です。



■肥満のメカニズム

食べたり飲んだりした食物などの栄養と、体を動かすエネルギーのバランスがとれず、「過栄養」や「運動不足」などで、余分な栄養が体内で中性脂肪となります。

肥満のメカニズムは、太った中性脂肪が増殖し、皮下脂肪と内臓脂肪の両方に蓄積されます。

■内臓脂肪がたまると…

脂肪細胞からは、体にとって善玉の物質や悪玉の物質を分泌しています。内臓脂肪がたまると、悪玉物質の働きが強くなります。そのため、以下のようなことが起こります。

- ① インスリンの働きを低下させ血糖値を上げる
- ② 善玉コレステロールの量を減らすので、血液中の脂質異常が起こる
- ③ 血管を収縮させるので血圧値が上がる
- ④ ①～③が重なりあって、動脈硬化を進行させる

5月は自転車月間です

正しく安全に乗りましょう！

●問合せ 市役所くらしの支援課交通・防犯G
内線134・135

自転車は、道路交通法で軽車両として扱われ、ルールを守らなければ交通違反となります。全交通事故に占める自転車事故の割合は、件数で20%、死者数で16%と高く、とても身近で危険な問題です。

◆自転車は「車両」です

自転車はあくまでも自動車と同じ「車両」の一種ですから、自転車通行可の歩道を走る場合は、歩行者の通行を優先させ、一時停止しなければなりません。

法律では、自転車が歩行者の通行を妨害する違反に対し、2万円以下の罰金又は料金の罰則を定めています。特に、高齢者や障害のある方、小さな子どもを連れての方の側を通行するときは、まずスピードを落としましょう。



◆自転車も「車」並みの責任が問われます

法律では、例えば信号無視・一時不停止の違反に対し、3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金を定めています。近隣の市では、自転車が歩行者に衝突し歩行者が死亡する事故が発生しています。多額の賠償金を支払う義務が生じることもあります。

◆無灯火は特に危険です

法律では、夜間の無灯火の違反に対し、5万円以下の罰金を定めています。ライトを点けると、前がよく見えるだけでなく、夜間はライト点灯歩いている人や車を運転している人からもよく分かります。特に夜間は、反射材を併用することが効果的です。



◆自転車で「車道」を通るときは、車道の左端に沿って通行します

法律では、これに違反した場合、3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金を定めています。

◆他にも法律では次のように定められています

- 並列進行（2列進行）の違反に対し、2万円以下の罰金又は料
- 2人乗りの違反に対し、2万円以下の罰金又は料

自転車は環境にもやさしい便利な乗り物です。
ルールを守って楽しく乗りましょう。

国民年金の独自給付について

●問合先

土浦社会保険事務所 ☎ 029-824-7169 (請求手続・相談に関すること)
☎ 029-824-7121 (資格・納付・免除に関すること)
市役所国保年金課保険年金 G 内線 105・106・108

国民年金の独自給付について

国民年金には、老齢基礎年金や障害基礎年金、遺族基礎年金以外にも、第1号被保険者としての期間を対象とした独自の給付があります。

第1号被保険者とは、国内に住所がある農業・自営業・学生などの方、又は勤めていても厚生年金保険や共済組合に加入できない方が加入する国民年金加入者です。

■付加年金

第1号被保険者は、定額の保険料に月額400円を上乗せして納めると、将来受け取る老齢基礎年金に付加年金が加算されます。

$$\text{付加年金額(年額)} = 200 \text{円} \times \frac{\text{付加保険料納付月数}}{\text{年}}$$

※国民年金基金に加入している方は、付加保険料を納めることはできません

■寡婦年金

第1号被保険者としての保険料納付済期間と免除期間を合わせて25年以上ある夫が、年金を受けることなく亡くなった場合、10年以上婚姻関係のあった妻に、60歳から65歳になるまで支給されます。

$$\text{寡婦年金額} = \frac{\text{夫が受けられるはずだった老齢基礎年金}}{4} \times 3$$

※亡くなった夫が、障害(基礎)年金又は老齢基礎年金を受けていた場合は支給されません。また夫が亡くなった当時、妻が老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている場合も支給されません



■死亡一時金

第1号被保険者として保険料を3年以上納めた方が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けずに亡くなった場合、その遺族に支給されます。

遺族基礎年金を受けられる遺族がいる場合は、死亡一時金は支給されません。

寡婦年金と死亡一時金の両方を受けられる場合は、選択によりどちらか一方が支給されます。

付加保険料を36か月以上納付した場合は、下記金額に8,500円が加算されます。

死亡一時金の額

保険料納付済期間	金額
36月以上180月未満	120,000円
180月以上240月未満	145,000円
240月以上300月未満	170,000円
300月以上360月未満	220,000円
360月以上420月未満	270,000円
420月以上	320,000円

死亡一時金を受けることができる遺族は、死亡した人と生計を同じにしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹(受ける人の順位)です。

■短期在留外国人の脱退一時金

日本に住む外国人は、日本の国民年金に加入することが義務付けられていますが、老齢基礎年金の受給資格要件を満たすことなく帰国する短期在留の外国人も多くいます。このため、下記の要件のすべてを満たした人が、外国に移住又は帰国した場合、本人からの請求により脱退一時金が支給されます。

- 日本国籍がないこと
- 日本国内に住所を有しないこと
- 国民年金第1号被保険者として保険料を納めた月数が6か月以上あること
- 障害基礎年金などの受給権を有したことがないこと
- 出国してから2年を経過していないこと

あなたとつながる「ねんきんダイヤル」

年金請求などの相談は ☎ 0570-05-1165 イロウゴ
年金を受けている方は ☎ 0570-07-1165 イロウゴ

●受付時間

8:30～17:15 (土・日曜日及び祝日を除く)
一般の固定電話からは、市内通話料金でご利用いただけます。

ねっこ講演会開催

食生活と子どもの育ちについて

子育て支援センターねっこでは、食生活と子どもの育ちに関する講演会を開催します。子どもの成長に大切な食生活について、皆さんと一緒に考えてみませんか？ 託児もありますので、お気軽にご参加ください。

- 日 時 6月20日(水) 午前10時～11時30分 ※受付：午前9時30分～
- 会 場 まつやま保育園 新ホール
※駐車場に限りがありますので、できる限り公共交通手段をご利用ください
- 対 象 どなたでも 50名
- 参加費 無料
※託児の方の持参品(名前を記入)：託児料500円、くつを入れる袋、着替え、帽子、名札、おやつ(おせんべい)、汚れ物入れ袋
- 申込方法 参加者氏名、電話・FAX番号、託児の有無(託児の子の氏名・年齢)、交通手段を記入し、5月24日(木)以降にFAX・メール・電話で申し込む
- 申込・問合せ
子育て支援センターねっこ(まつやま保育園)
☎ 45-8828(月～金 10:00～16:00) ☎ 45-7193 ✉ yamayuri@luck.ocn.ne.jp



ねもと えっこ
講師：根本悦子氏

講師紹介

茨城県保健所(現・保健センター)栄養士、乳業メーカー栄養士を経て、1978年にクッキングスクールネモトを立ち上げ、以降、料理教室を運営。地元根付いた古来の食文化が失われることへの危機感を持ち始め、日本の食文化の歴史や伝統、食べ物と身体との関係をテーマに研究を進め、食に対する独自の考え方を開拓している。

子育て広場紹介

市では、地域子育て支援センター事業として、市内4か所で子育て広場事業を行っています。今回は、夢っ子ひろば事業の「子育て広場ほくえん」と「出前広場」を紹介します。

★子育て広場ほくえん 10:00～15:00

北園保育所集会室にて開催。月曜日と水曜日は未就園のお子さんと保護者の方ならどなたでも。金曜日は0～1歳6か月の低年齢お子さんの集いの日になっています。

パパ、ママ、おじいちゃん、おばあちゃん、外国の方々など、たくさんのお親子が楽しく集っています。ランチルームもありますので、お弁当持参で遊びに来てくださいね。



★出前広場

各公民館のホールやお部屋におもちゃを用意して、広場を開催しています。歌ったり踊ったり親

子で触れ合って楽しい時間を過ごしましょう。

▼出前広場中央(中央公民館)

大広間 第1月 10:00～14:00

▼出前広場高野(高野公民館)

ホール 第2月 10:00～14:00

集会室1 第4金 10:00～12:00

▼出前広場北守谷(北守谷公民館)

会議室1 第1金 10:00～12:00

ホール 第4月 10:00～14:00

▼出前広場久保ヶ丘(文化会館)

会議室 第3金

10:00～12:00



6月の子育てカレンダー

1金	ほ 0～1歳6か月 ま 北
4月	ほ み 中 保 子育て教室
5火	り 1・2歳～ ね 楽 2歳～ み ま
6水	ま 0～1歳6か月 ほ お 健 3～4か月
7木	ね ねっこタウン(立沢公園) ア 2歳～ 楽 1歳 お ま
8金	ほ 0～1歳6か月 ま 健 1歳6か月
11月	ほ み 高 保 ポリオ
12火	ね 1歳 楽 2歳～ み ま 保 ポリオ
13水	ま 0～1歳6か月 ク ほ お ま 健 3～4か月
14木	ア 楽 1歳 お ま
15金	ほ 0～1歳6か月 ま 久 健 1歳6か月
18月	ほ 正午～ ポ み
19火	楽 2歳～ み ま
20水	ま 0～1歳6か月 ね 講演会 ほ お
21木	ア 6～11か月 楽 1歳 お ま
22金	ほ 0～1歳6か月 ま 高 夢ねア 7月分予約開始 10:00～
25月	ほ み 北 保 離乳食教室(初期)
26火	ね 0歳 楽 2歳～ み ま 保 BCG
27水	ま 0～1歳6か月 ほ お
28木	ア 4～6月生まれ 楽 1歳 お ま 12:00まで
30土	夢っ子まつり(常総運動公園 10:00～13:00)

夢っ子ひろば(子育て支援センター・夢っ子ひろば ☎45-2462)

- ほ 子育て広場ほくえん(北園保育所集会所) 10:00～15:00
- み 子育て広場みずきの(郷州小学校) 10:00～15:00
- お 子育て広場おおがしわ(大柏生活改善センター) 10:00～15:00
- ま 子育て広場まなびの里(もりや学びの里) 10:00～15:00
- 中 出前広場中央(中央公民館) 10:00～12:00
- 高 出前広場高野(高野公民館) 10:00～12:00(金)・14:00(月)
- 久 出前広場久保ヶ丘(文化会館) 10:00～12:00
- 北 出前広場北守谷(北守谷公民館) 10:00～12:00(金)・14:00(月)
- り リトミック 10:00～/11:00～ ★要予約
- ク 夢っ子クッキング 10:00～12:00 ★要予約
- ポ ぼかぼか子育て教室 10:00～12:00 ★事前に問合せ

ねっこ(まつやま保育園 ☎45-8828)

- ね ねっこ(親子活動) 9:30～ ★要予約
※ねっこタウン 10:00～11:30 ★要予約

アビエス(わかばのもり保育園 ☎48-1735)

- ア アビエス(親子活動) 10:30～ ★要予約

児童館(☎45-2278)

- 楽 親子で楽しもう(親子活動) 11:00～11:40

保健センター(☎48-6000)

- 保 保健センター事業
- 健 健康診査

開催

一緒に遊ぼう 夢っ子まつり

親子で触れ合ったり、ゲームや歌を楽しめる第3回夢っ子まつりを開催します。今年も、ゲーム・工作コーナー、夢っ子スタッフによるお楽しみタイムなど愉快的なことが盛りだくさん。

パパ・ママ、家族みんな、お友達も誘い合って一緒に楽しみましょう。自由参加です(予約不要)。

- ▶日時 6月30日(土) 午前10時～午後1時
- ▶会場 常総運動公園(体育館)
- ▶対象 市内在住の就学前のお子さんと保護者
- ▶内容 ゲームコーナー、作ってあそぼうコーナー、一緒にあそぼう“お楽しみタイム”
- ▶問合せ 地域子育て支援センター夢っ子ひろば(支援センター事務局)
☎45-2462 守谷市野木崎1947-2



育児相談

家庭児童相談室(市役所内)	月～金 8:30～17:00 ☎45-2314
保健センター	月～金 随時 ☎48-6000
夢っ子ひろば	月～金 10:00～16:00 各ひろばにて随時 メール相談随時 kosodate@city.moriya.ibaraki.jp
ねっこまつやま保育園	月～金 10:00～16:00 ☎45-8828 メール相談随時 yamayuri@luck.ocn.ne.jp
アビエスわかばのもり保育園	月～金 10:00～16:00 ☎48-1735 メール相談随時 http://www.citydo.com/sp/0297-48-1735
北園保育所	☎48-4897 ☎45-1160
土塔中央保育所	☎48-1876

虐待相談窓口

市役所児童福祉課 月～金 8:30～17:15
☎45-1111 内線157

市民活動 サロン

● 問合せ 守谷市民活動支援センター ☎ FAX 46-3370
 開館時間 午前9時～午後4時
 休館日 日・月曜日、年末年始 (左記以外の祝日は開館)

自分にできるボランティアを見つけてみませんか

身近な暮らしの中に、ボランティアはあふれています。「何をやるのが好きか」「何をやったら楽しいか」を考えてみませんか。ボランティア活動の活動分野はさまざま、NPO法では17分野あり、各団体の活動も一つの分野だけに留まらず多方面にわたっているのが現状です。

ボランティア活動を始めたいけれど、どんな活動があるのか…分野別に(保健・医療・福祉、社会教育、地域活動、環境)活動を紹介していきます。

ボランティア活動分野別紹介 ◆第1回 保健、医療・福祉◆

福祉分野のボランティア活動とは、高齢者や障害者、生活課題を抱える人への支援などの活動のことです。

<守谷市での活動事例>

峰林荘デイサービス手伝い		「もりや社協だより」広報「じょうそう」音訳
げんき館でのボランティア		「広報もりや」「市議会だより」茨城新聞「いばらき春秋」音訳
福祉施設手助け		点訳図書作成・時刻表点訳
出前サロン活動援助		出前サロン朗読訪問
障害者の自立支援		老人福祉施設訪問演奏会
障害者・高齢者の生活支援サービス		福祉センター「ひこうせん」利用者への演奏活動
障害者の家族の相談		手話の勉強会、聴覚障害者との交流
精神障害者の居場所づくり(サロン開設)		交通安全マスコット配布
買い物支援、移送介助サービス		福祉マップ作成
保育援助		健康ふくしま祭り開催
家事援助、話し相手	地域活動支援センター運営	
健康・医療市民講座		

<守谷市民活動支援センター登録活動団体・個人(平成19年3月末)>

常総老いと生いを考える会	朗読ボランティア コスモス
点訳サークル きつつき	守谷ファンキープラス
守谷市女性団体連絡協議会	守谷・地域で生きる会
手話サークルトインクル	守谷市ボランティア協会
特定非営利活動法人 び・すけっと	音訳ボランティア かっこう
特定非営利活動法人 福祉の会 ねこのて	守谷女性セミナー連絡協議会
特定非営利活動法人 おむすび	個人活動
特定非営利活動法人 ナルク みらい	白ゆり会
特定非営利活動法人 市民のための健康・医療ネットワーク守谷支部	清和クラブ
	特定非営利活動法人 なごみ

「パソコン・ボラ守谷」主催パソコン講習会に参加しませんか?

開催日	午後1時～3時	午後3時～4時
5月6日(日)	5月13日(日)	<個別サポート> ホームページ作成 会計ソフト入門 インターネット メール・その他 パソコン全般
6月3日(日)	6月10日(日)	
7月1日(日)	7月8日(日)	
8月5日(日)	8月12日(日)	
9月2日(日)	9月9日(日)	
10月7日(日)	10月14日(日)	
11月4日(日)	11月11日(日)	
12月2日(日)	12月9日(日)	
1月6日(日)	1月13日(日)	
2月3日(日)	2月10日(日)	
3月2日(日)	3月9日(日)	

▶会場 もりや学びの里 和室1

※夏休み期間中及び12月の開催日時は変更になることがあります

※左記講習会以外にも市民の方及び商店・企業向けに個別サポートがあります(ワード・エクセル・見積書・会計ソフト・その他ビジネスソフトのサポート)

▶申込・問合せ パソコン・ボラ守谷事務局 市村

☎ 45-3877 携帯☎ 090-7715-4048

(留守番電話に名前・電話番号などを録音してください)



国際交流員
リツタ-さんの
MORIYA
滞在記

ドイツ人の環境意識

来日して、ドイツは美しいソーセージやサッカー以外に、厳しい環境法律で有名ということが分かりました。今回は、ドイツの環境法律を少し調べてみました。

☆温暖化防止

ドイツ政府は、京都議定書に定める温室効果ガスの国際的な排出削減義務に努めています。環境税制改革では、段階的にエネルギー価格も引き上げます。再生可能エネルギーや、コージェネレーションが挙げられます。

☆**大気汚染防止**

フィルター、触媒装置などの政策があります。発電事業、産業に厳しい義務付けです。

☆原子力

ドイツ政府は、原子力エネルギーの撤退を決定。2030年までに、地下深層に1か所のみ設けられることになっています。

☆廃棄物

廃棄物法に従って、廃棄物を出さないことが最優先課題。製造者の製造責任が規定され、再利用できない場合は、環境に配慮した形で処理します(廃棄物焼却施設からの排出物質に対しての厳しい規制もあります)。個人には、紙・プラスチック・残ゴミ・ガラス・金属と有機体ゴミの分別があります。守谷市では、燃やせる・燃やせないゴミや紙類の日が決められていますね。ドイツでは、町のいくつかの所に、大きいコンテナが置いてあり、いつでも特別ゴミが捨てられます。残ゴミだけは、決められた日に、特別なゴミ箱で出すことになっています。

☆**使い捨て飲料容器のデポジット制**

ガラス、アルミ、プラスチックの使い捨て容器に入ったミネラルウォーター、ビール、炭酸清涼飲料には25セントの預託金があります。

なお、廃棄物回避や大気汚染防止の意識で育ったドイツ人の私は、日本で不思議なことを見えています。例えば、日本人は何でも心を込めて包むことです(ゴミになって大変ではないでしょうか?)。しかし、最近の世界ランキングで、日本は環境標準に対して上位。日本の環境法や皆さんの活動を、はがきなどで教えてください。皆さんからのお便りをお待ちしています(抽選でプレゼントを送ります)。

男女共同参画コラム

だれもがいきいきと輝けるまちを目指して

ハーモニーセミナー

パートナー募集!

性別にかかわらずなく、だれもがいきいきと輝ける社会。そんな社会の実現に向けたセミナーを、市民グループの皆さんと市が協働して開催します。

そのセミナーの企画から当日の運営まで、「パートナー」として協力していただけるグループを募集します。皆さんの斬新なアイデアやノウハウで、セミナーに新しい風を吹き込んでください。

こんなグループを募集します!

- 市民活動や子育てなど男女共同参画の推進に関連する、やってみたいイベント案がある
- 自分たちで勉強会をしたけれど、きっかけがない、せっかく企画するならば、たくさんの方に参加してもらいたいなど
- 応募資格・条件
- 市内在住・在勤・在学の

方を中心とする2名以上のグループ

● 無償でご協力いただけるグループ

● 政治・宗教及び営利を目的としないグループ

▼**募集数** 1グループ

※応募多数の場合選考

▼**開催時期** 11月

▼**開催規模** 40人程度

▼**申込方法** 所定の申込用紙(申込先、中央・郷

紙・高野・北守谷の各公民館、仲町行政サービス

センター、市民活動支援センターに用意)に必要

事項を記入し、FAX・

郵送又は窓口で6月8日

(金)までに申し込む

※郵送の場合必着

▼**申込・問合せ** 市役所く

らしの支援課男女共同参

画G 内線1333 FAX

45-6526



常総視聴覚ライブラリー
16ミリ映写機操作講習会・ビデオ編集講座の開催

常総広域視聴覚ライブラリーでは、市民の方々に利用していただくため、16ミリフィルムやビデオテープ、ビデオプロジェクター等の無料貸出しを行っています。

これらの機材を有効に活用していただくため、ビデオ編集講座等を実施します。ぜひ、ご参加ください。

16ミリ映写機講習会

▼日時 6月10日(日)午後0時45分受付開始▼対象 常総広域圏内在住・在勤の高校生以上の方30名※超過の場合抽選▼講師 野手久之氏▼申込期限 6月4日(月)

ビデオ編集講座

▼内容 パソコンによる画像やタイトル・音声等の編集▼日時 6月17日(日)午前10時～午後4時▼対象 常総広域圏内に在勤・在住

の方15名※学生は除く▼講師 室伏隆幸氏、鈴木正巳氏▼申込期限 5月31日(木)

▼受講料 無料
▼申込方法 電話又は窓口で申し込む

▼会場・申込・問合せ先 常総地方広域市町村圏事務組合 ☎48-2339

小学生ソフトボール大会
真夏の熱闘

▼日時 8月5日(日)※予備日8月12日(日)▼会場 常総運動公園▼ルール 参加チームによるトーナメント戦1試合5回戦※時間制限1時間▼応募資格 市内の小学生で結成されたチーム※女子の参加可、1チームの選手登録は15名まで、監督は必ず大人であること▼主催 守谷市教育委員会▼協力 守谷市体育協会▼ソフトボール部▼申込方法 申込用紙(申込先、各小学校、各公民館、中央図書館、文化会館に用意)に必要事項を記入し、7月6日(金)までに窓口又は郵送・FAXで申し込む

▼申込・問合せ先 市役所生涯学習課生涯学習G 内線272 FAX45-5703

市民バトミントン大会
さわやかな汗を流そう

▼日時 6月17日(日)午前9時30分～※午前9時集合▼会場 常総運動公園総合体育館▼対象 市内在住・在勤・在学の小学生以上の方▼競技方法 男女別ダブルス・5部制によるリーグ戦及びトーナメント方式/ラリーポイント適用▼部門 1部上級者/2部中級者/3部初級者/4部小学5・6年生/5部小学1～4年生※保護者が審判を行う。申込人数により部門変更あり▼参加費 1部3部 1ペア2000円/4部5部 1ペア1000円▼主催 守谷市教育委員会、守谷市体育協会バトミントン連盟▼申込方法 6月7日(木)までに参加費を添えて、窓口で申し込む

▼申込・問合せ先 市役所生涯学習課スポーツG 内線278

市民バレーボール大会

大会に参加して、日ごろの練習成果を発揮しませんか? ぜひご参加ください。

▼日時 6月24日(日)午前9時30分～※午前9時集合▼会場 常総運動公園体育館▼対象 市内在住・在勤・在学者で構成された9人制男女混合チーム及び守谷市学校体育施設開放使用団体登録チーム※中学生参加可▼競技方法 選手12名、監督、チームマネージャー計15名以下の男女混合チーム※選手は女性6名以上(女性だけでも可)で、試合中は常時女性が6名以上出場していること/トーナメント方式3セット制/ネットの高さ205cm4号球使用▼代表者会議 6月15日(金)午後7時30分から市役所大会議室で開催※参加チームの代表者は、必ず出席すること▼参加費 1チーム3000円

※代表者会議で徴収▼申込方法 6月7日(木)までに、窓口で申し込む

守谷市文化協会園藝部
菊友会から
菊田配布のお知らせ

～育ててみませんか。秋空に映える美しい菊を～

▼第1回盆養菊 5月27日(日)午前10時～11時

▼第2回だるま苗 7月1日(日)午前10時～11時▼場所 中央公民館駐輪場

▼問合せ先 守谷市文化協会園芸部会 高橋 ☎48-2525

5月20日(日)
郷州公民館図書室
休室のお知らせ

5月20日(日)に、第14回郷州公民館まつりが開催され、混雑が予想されますので、図書室を休室とさせていただきます。ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。



もりや夢の舞と響

守谷市文化協会芸能部会と音楽部会の先生方（指導者）の公演で、日本の伝統文化である舞踊・民謡などやギターや声楽のすばらしい音楽に触れる機会の提供を図るために実施するものです。

ぜひご来場いただき、夢のような舞と響きをご鑑賞ください。



- 日時 6月3日（日）
開場：午後0時30分
開演：午後1時
- 会場 中央公民館ホール
- 入場料 無料（お気軽にご来場ください）
- 共催 守谷市文化協会・守谷市教育委員会
- 問合先 市役所生涯学習課公民館G
内線 274
- 出演
舞踊：若柳秀寿（伊藤秀子）、花柳茂彦（田中昇）

- 藤間勸呂次（井上京子）、壽小藤（岡田クニ子）、若柳秀香（入江かおり）、花柳欣寿美英（高浦はるみ）
- 箏曲：樋口雅礼瑤（樋口身知子）、橘みどり（三野輪みどり）
- 尺八：廣部竹影（廣部勇）
- 民謡：根本貴聳（根本喜好）、中島昭美（中島昭二）
- ギター：荻津節男
- 声楽：伊藤次子、宇澤和恵、横瀬公子

ご来場ください!!

第21回ふれあい美術展

- 期間 I期 6月11日（月）～17日（日）
II期 6月19日（火）～24日（日）
午前9時～午後5時（17日は午後2時まで、24日は午後3時まで）
- 会場 中央公民館
- 共催 守谷市文化協会・守谷市教育委員会
- 問合先 市役所生涯学習課公民館G
内線 274

参加サークル（予定）

◆I期

一彩会（日本画）、守谷拓本表装同好会（拓本）、泉水墨画サークル（水墨画）、俳画クラブ（俳画）、アトリエ絵我楽・アトリエキャンバス（洋画）、絵画個人（洋画）、のぼら（染色）、陶芸8団体

◆II期

クラブイーゼル・パレット（洋画）・守谷フォトクラブ・SHARAKU・フォトサークル悠遊・写友ふれあい（写真）・書道個人、陶芸9団体

文化協会「拓本・表装講座」参加者募集

～句碑・歌碑などの採拓及び表装の技術の習得して豊かな人生を～

回	日 時	内 容	回	日 時	内 容
1	7 / 7日 (土) 9:00 ~ 12:00	開講式、拓本・表装の知識、 用具の説明、タンポの作成 中央公民館 2階講座室	6	9 / 29 (土) 9:00 ~ 12:00	裏打ち作業 中央公民館 2階講座室
2	7 / 20日 (金) 9:00 ~ 17:00	野外採拓 銚田市 大儀寺	7	10 / 6 (土) 9:00 ~ 12:00	増裏打ち作業 中央公民館 2階講座室
3	8 / 4 (土) 9:00 ~ 17:00	野外採拓 龍ヶ崎市 歳時記の道	8	10 / 26 (金) 9:00 ~ 12:00	掛軸作成作業 中央公民館 2階美術室
4	8 / 17 (土) 9:00 ~ 17:00	野外採拓 羽生市 天満宮	9	12 / 7日 (金) 9:00 ~ 12:00	掛軸作成作業 中央公民館 2階美術室
5	9 / 1 (土) 9:00 ~ 17:00	野外採拓 いわき市 勿来の関	10	12月21日 (金) 9:30 ~ 11:30	表装作業、閉講式 中央公民館 2階美術室

- ▶対象 市内在住・在勤の方10名 ※超過の場合抽選
 ▶費用 無料 ※用具代などは自己負担
 ▶講師 守谷市拓本・表装同好会会員
 ▶主催 守谷市文化協会拓本部
 ▶申込方法 往復はがきに住所・氏名・年代・講座名を記入し、6月4日(月)必着で申し込む
 ▶申込・問合せ先 市役所生涯学習課公民館G 内線274

文化協会「茶道講座」

お茶は生活を豊かにしてくれます 始めてみませんか

- ▶日時 6月9日(土)～平成20年2月9日(土)
全10回
午前9時30分～午後0時30分
▶会場 中央公民館 2階和室
▶対象 市内在住・在勤の小学5年生以上の方
20名
▶講師 おかじまそうきょう 岡島宗恭氏(裏千家・みずき野在住)
▶参加費 500円/1回
▶主催 守谷市文化協会茶道部
▶申込方法 往復はがきに住所・氏名・年代・電話番号・講座名を記入し、5月31日(木)までに申し込む
▶申込・問合せ先 市役所生涯学習課公民館G 内線274

プリザーブドフラワー講座

枯れない魔法の花をいっしょに作ってみませんか

- ▶日時 6月19日～12月18日の第3火曜日
午前10時～正午
※8月を除く。全6回
▶会場 高野公民館 集会室1
▶対象者 市内在住の方20名 ※超過の場合抽選
▶参加費 3,900円/1回 ※材料費
▶持参品 花はさみ、カッター、ピンセット、筆記用具、グルーガン、グルーガンステイック
▶講師 のぐちようこ 野口陽子氏(もりや生き生きライフリーダーバンク登録者)
▶申込方法 往復はがきに住所・氏名・年代・電話番号・講座名を記入し、5月30日(水)までに申し込む
▶申込・問合せ先 市役所生涯学習課公民館G
※見本は高野公民館事務室前にあります

公民館・もりや学びの里利用のご案内

項目	内容	項目	内容
開館時間	午前9時～午後9時（公民館は、午後5時以降使用予定のない日は、午後5時15分閉館。学びの里は、午後7時以降使用予定のない日は、午後7時閉館。）	公民館の図書室開室時間	午前9時30分～午後4時30分
休館日	公民館は、毎月第3月曜日。学びの里は、毎週月曜日。両館とも年末年始（12月28日から1月4日）。そのほか臨時休館する場合があります。	公民館の図書室休室日	毎週月曜日以外に、5月は、23～31日までが休室。6月は、毎週月曜日以外に29日が休室となります。
使用許可申請受付	<p>公民館各部屋・・・使用日の2か月前から当日まで※午後5時以降のご利用は、2日前（土・日曜日、祝日、休館日にあたる場合は、直前の業務日）までに使用許可を受けてください。</p> <p>中央公民館ホール・・・市内団体は、使用日の4か月前からできますので、申請は、お早めをお願いします。</p> <p>学びの里各部屋・・・使用日の2か月前からで、当日受付は、平日のみ。土・日・祝日及び午後7時以降のご利用は3日前、宿泊でのご利用は5日前までに使用許可を受けてください。</p>	<p>●もりや学びの里は、月曜日が祝日にあたる場合は開館し、翌日を休館日とします。</p> <p>●学びの里バーベキュー施設の利用は、午後8時30分までです。</p> <p>●郷州・高野・北守谷公民館では、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで諸証明の発行を行っています（第3月曜日及び祝日は除く。）</p> <p>※中央公民館 ☎ 48-6731 仮予約専用 48-6732</p> <p>※郷州公民館 ☎ 48-6711 仮予約専用 48-6724</p> <p>※高野公民館 ☎ 45-5411 仮予約専用 45-5419</p> <p>※北守谷公民館 ☎ 47-0111 仮予約専用 48-2606</p> <p>注）各公民館の電話による仮予約は、登録団体のみ可能</p> <p>※もりや学びの里 ☎ 48-0525</p> <p>（利用受付：市役所くらしの支援課 ☎ 45-1111 内線134）</p>	

山ゆり俳壇（四月例会）

蒼天の風にほぐれし花辛夷 下村アサ子	常陸路の果から果へ夢青む 松浦ゆき江
臙夜の漱石像と猫塚と 田中政太郎	生きている限り春野をめざしけり 宮本 徹志
いま吸ひし花の匂ひを吐きにけり 羽山 登	春雷の通り過ぐまで傍観者 諸藤留美子
蔵の町ひと日もてなす夕辛夷 中村 信一	削られて風に抗う芽吹山 安田 政子
百幹の梢をさらふ春あらし 西垣太久馬	断りのやさしき言葉沈丁花 山田美枝子
春泥の痂はがすモトクロス 平尾礼噫子	句会終へエクस्प्रेसに日脚伸ぶ 山本 好子
をどり歌酔へば天国花の二分 福田一六四	物の芽の一つひとつのいのちかな 青木 松風
四温の日バス運転手女性なり 古澤 房子	脱ぎしものそのままにして花疲れ 飯田万里子
白蓮の空にやりと昼の月 堀内 昭	旅の計立てて姉妹の桜餅 飯沼 信子

としょかんへいこう！

5月の児童テーマ棚「にほん」

◆資料の検索はホームページから（パスワード登録で予約も可能）

パソコン <http://www.lib.moriya.ibaraki.jp> 携帯電話 <http://mobile.lib.moriya.ibaraki.jp>

中央図書館
守谷市大柏937-2
☎ 45-1000
FAX 45-7500

蔵書点検にともなう休館のお知らせ

5月23日（水）から31日（木）まで、中央図書館及び各公民館図書室は、蔵書点検作業のため特別整理期間として休館になります。

休館中は、利用者の皆さんが図書館を快適にご利用いただけるよう、図書館にある全資料について状態や所在を一点ずつ点検する、いわゆる「棚卸し」にあたる作業のほか、普段はできない資料の大規模な移動や館内の修繕などを行います。

利用者の皆さんには、大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

■休館中の返却

中央図書館・中央・郷州・高野・北守谷の各公民館、文化会館入口横、保健センター入口横に設置してあるブックポストをご利用ください。ただし、ブックポストに返却できるのは、本のみです。本以外の資料については、破損する恐れがありますので、6月1日（金）以降、直接カウンターにご返却ください。

■貸出期間の延長

5月9日（水）から22日（火）までにお借りになる資料は、返却期限が通常よりも長くなります。詳しくは、館内掲示又はホームページをご覧ください。

○おはなしクラブわらべ



日時 6月2日（土）
午後2時～3時
会場 中央図書館
3階視聴覚室
内容 人形劇、絵本、
工作など

郷州公民館図書室は、
5月20日（日）に、臨時休室します。
（郷州公民館まつり開催のため）

新しく入った本

※詳しくは各館に備え付けの到着資料リストをご覧ください。図書館のホームページからもご覧になれます

書名	著者名	出版社	所蔵館	ジャンル
風と共に散りぬ	赤川 次郎	幻冬舎	高・北	小説
ドイツは過去とどう向き合ってきたか	熊谷 徹	高文研	図	政治-歴史
校長先生になろう！	藤原 和博	日経BP出版センター	郷	学校経営
野菜を育てて学ぶ食育実践BOOK	川上 一郎	家の光協会	図	野菜栽培
いわさきちひろ	—————	平凡社	図	画集
ブタベイカー	角野 栄子	文溪堂	北	絵本（児童書）

所蔵館の説明 図：中央図書館 郷：郷州公民館 高：高野公民館 北：北守谷公民館

5・6月

休館日 毎週月曜日、5/23（水）～5/31（木）、6/29（金）

開館時間 中央図書館 午前10時～午後6時（※木曜日は午後1時～6時）

各公民館図書室 午前9時30分～午後4時30分



やらまいか精神のまち「静岡県浜松市」

ふるさと自慢

「やらまいか」、浜松では地域全体のスローガンのようなものである。在住のころ、街の横断幕にもしばしばこの言葉を見かけたものだった。押しつけではなく、自然と団結を促す不思議な力を持っている。そして、何に対しても前向きに取り組む先人の気質が、この言

の言葉がポンと背中を押してくれて、前に進んできたのかもしれない。

「やらまいか」とは「やってみようよ」、「さあ、やろうじゃないか」という意味の浜松市など静岡県西部地域における方言である。やってみないことには物事は始まらない、確かにそうである。以来、悩みや迷いごとで立ち止まりそうになつたときも、心の中での言葉がポンと背中を押してくれて、前に進んできたのかもしれない。



おおむら よしひと
大村 嘉人さん
(みずぎ野8)

「やらまいか!」、さまざまに不安で、尻込みしがちであった中学生時代、何度となく担任の先生からこの言葉を聞かされた。

「やらまいか」とは「やってみようよ」、「さあ、やろうじゃないか」という意味の浜松市など静岡県西部地域における方言である。やってみないことには物事は始まらない、確かにそうである。以来、悩みや迷いごとで立ち止まりそうになつたときも、心の中での言葉がポンと背中を押してくれて、前に進んできたのかもしれない。

葉をとおして受け継がれているという。

浜松といえは、自動車、オートバイ、楽器など世界的な企業が生まれた地域でもある。そのような企業の発明家や技術者たちのチャレンジ精神、開拓者精神に代表されるのが「やらまいか精神」だとされる。その心意気は、ものづくりだけではなく、「フジヤマのトビウオ」と呼ばれた水泳の古橋廣之進選手の生き様にも表れている。古橋選手は、少年時代「魚に負けるものか」という気持ちで、夢中で泳いでいた。戦時中、左手中指を切断してしまう事故に遭われるが、泳ぎ方を工夫されて世界のトップに立ったのである。

浜松を離れてから18年。やらまいか精神が、今でも自分を支えてくれている。

「あきらめず、しまえば、そこで終わりに。とにかく、やってみよう。さあ、やらまいか!」



全国大会出場者紹介

全日本学生バスケット
ボール選手権大会

第12回全国都道府県
対抗男子駅伝競走大会

大阪人間科学大学
ひらえ
平江モニカさん
(松前台7)



藤代高校
でぐちかずや
出口和也さん
(みずぎ野1)

※写真不掲載

●全国大会に出場した方へ

次に該当する方には奨励金を交付し、広報もりやでご紹介します。詳しくは、市役所生涯学習課スポーツG(内線278)までお問い合わせください。

▶**スポーツ** 対象となる全国大会で、高校生以上の方はベスト8以上の成績を修めた方

▶**文化活動** 全国規模のコンクールなどで、上位入賞した方

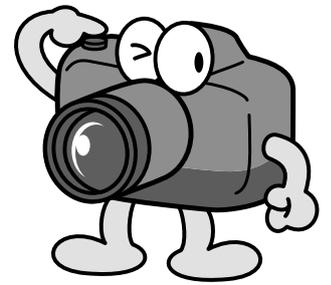
親子でたけのご掘りを体験!!

4月22日、守谷市女性農業クラブでは、親子でたけのご掘りを楽しんでもらおうとイベントを企画しました。

当日は天気にも恵まれ、20組の親子がたけのご掘りに挑戦。

最後には、クラブが用意したたけのご飯を味わい、参加者たちは土の感触と春の訪れを感じていました。





ホップの生産が有名なドイツのマインブルク市。そのホップを、アサヒビール（株）茨城工場に輸出している縁で、1990年に守谷市と姉妹都市関係を結びました。

今回、マインブルク市のエッガー市長をはじめ、14名の市民の方が守谷市を訪問。公募で参加した方々と一緒に日光見学などを楽しみながら、交流を深めました。



・文化・心…さまざまな形で交流を深める

姉妹都市マインブルク市民来市 (3/28 ~ 4/6)



分たちの手で安全・安心なまちづくりを

青色防犯パトロール講習会 (4/22)

中央公民館において青色防犯パトロール講習会が開催され、消防団や学校サポートチームなど、315名が参加。この講習を受けた方は、青色回転灯を装備した自動車による自主防犯パトロールを行うことができます。これからも力を合わせて、安全・安心なまちづくりに取り組んでいきましょう。



被災地のために役立ててください

能登半島地震災害義援金寄付 (4/5)

来市していたエッガー市長は、マインブルク市民の方から募った能登半島地震災害義援金500ユーロ（約85,000円）を、「被災地の方々のために役立てて欲しい」と、野木崎郵便局から石川県災害対策本部へ送金しました。



MORIYA フォトニュース

目 本の伝統文化を身近に！ ふれあい茶会 (4/1)

市文化協会では、市民の皆さんに茶道に親しんでいただこうと、今年もふれあい茶会を開催しました。

会場となった北守谷公民館には、広間席・立礼席・おしのご席の三席が設けられ、参加者たちは気軽に茶道を楽しみました。



住 みよいまちづくりを目指して 区長業務説明会 (4/21)

市役所で行われた区長業務説明会では、各区長さんから意見や要望などが寄せられました。

守谷市は年々人口が増え続け、今後も増加が予想されます。それに伴い、地域のつながりはより大切になってきます。皆さんも自治(町内)会に加入し、住みよいまちづくりを目指しましょう。

ま だまだあるよ！ 豊かな自然 春の自然観察会 (4/14)

春の陽気に誘われて、木々は芽吹き、昆虫たちが目を覚まし始めたこの時期、高野の浅間神社付近で「春の自然観察会」が実施されました。

参加者たちは、指導員の説明を聞きながら、カメラやルーペを片手に、豊かな自然を楽しく観察しました。



安 心して暮らせるまちにしよう 一日警察署長 (4/4)

取手警察署と取手地区交通安全協会が主催する「一日警察署長」に、新小学1年生の小菅寛生さん(守谷小)と高橋みなみさん(御所ヶ丘小)が選ばれました。

2人の署長さんは、交通安全のお願い文を市長に手渡し、立派に一日警察署長を務めました。

5月の納期

- 固定資産税・都市計画税… 1期
- 軽自動車税 …………… 全期
- 下水道受益者負担金 …… 1期
- 上下水道使用料 ……3・4月分

粗大ごみ収集日

申込日	収集日
5/21 ~ 5/25	6/6
6/4 ~ 6/8	6/20
6/18 ~ 6/22	7/4

6月のし尿収集日

日	区分
4 5 6	大井沢地区
8 11 12	大野地区
14 15 18	高野、乙子、南守谷地区
20 21 -	原、原本町、北園
22 25 -	小山、奥山新田、奥山本田、
27 28 -	辰新田、同地、赤法花

休日・夜間緊急診療所

取手医師会病院（小児科除く）
☎0297-78-6111
取手協同病院（小児科：水曜日除く）
☎0297-74-5551
総合守谷第一病院（小児科：水曜日）
☎45-5111

人口と世帯数

平成19年4月25日現在

	前月比
世帯	20,086戸 (+102戸)
人口	56,822人 (+148人)
男	28,747人 (+84人)
女	28,075人 (+64人)
昨年同月人口	55,114人

モバイル！ もりや

携帯電話から市の情報を入手できます
<http://mobile.city.moriya.ibaraki.jp/>

◆主な内容◆

- もりやチャリナビ
- ポケット防災ガイド
- 図書館蔵書検索
- 市内バス時刻表
- 鉄道時刻表
- スポーツ施設予約



食育だより

Vol.10

考えてみよう！「食」のこと 
食生活改善推進員を知っていますか？

担当 保健センター・学校給食センター・児童福祉課

☆「食生活改善推進員」とは…？

“私たちの健康は私たちの手で”を合言葉に、「ヘルスメイト」の愛称で、食生活改善のボランティア活動を行っています。

自分や家族の健康管理はもとより、お隣さんやお向かいさん、そして地域住民へ食生活改善の輪を広げ、地域住民への生涯を通じた健康づくりの担い手として活躍しています。

現在、市には56名の推進員が、子どもからお年寄りまでを対象に、食生活をとおして健康づくりの普及活動を行っています。

☆こんな活動をしています！

- 子どものよい食習慣づくり
(小学生のための親子料理)
- 生活習慣病予防
- 高齢者の健康づくり
- 保健センターでの離乳食教室の補助
- イベントへの参加
- 出前サロン・地区老人会での健康教室



☆昨年は、「食育」のための紙芝居や塩分パネルを作成し、さまざまなイベントで普及活動に役立てています



皆様のご近所にも、食生活改善推進員さんがいます。
ぜひ声をかけて参加しましょう！

守谷市役所

〒302-0198 守谷市大柏 950-1

☎0297-45-1111 (代表)

<http://www.city.moriya.ibaraki.jp/>

発行者 守谷市長 会田 真一

編集 守谷市役所総務部秘書課